

平成25年12月19日（木）

枚方市議会 全員協議会 記録

枚方市議会全員協議会記録目次

平成25年12月19日（木）

出席議員	1
出席理事者	1
案件名	1
開議宣告（午前10時6分）	3
全員協議会の傍聴及び撮影を許可する旨の有山正信議長の発言	3
竹内 脩市長のあいさつ	3
「前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について」	3
竹内 脩市長の説明	7
長沢秀光総務部長の説明	7
本件に対する質問等は次回の全員協議会で行う旨の有山正信議長の発言	10
散会宣告（午前10時23分）	10

枚方市議会全員協議会記録

平成25年12月19日(木曜日)

出席議員(34名)

1番	榎本正勝	13番	高橋伸介	25番	鷺見信文
2番	前田富枝	14番	鍛冶谷知宏	26番	三島孝之
3番	田口敬規	15番	丹生真人	27番	野村生代
4番	石村淳子	16番	藤田幸久	28番	大塚光央
5番	広瀬ひとみ	17番	大地正広	29番	榊田義則
6番	堤幸子	18番	上野尚子	30番	福留利光
7番	手塚隆寛	19番	山口勤	31番	大橋智洋
8番	木村亮太	20番	岡林薫	32番	八尾善之
9番	岩本優祐	21番	有山正信	33番	西田政充
10番	清水薫	22番	大森由紀子	34番	堀井勝
11番	岡沢龍一	23番	千葉清司		
12番	池上典子	24番	松浦幸夫		

出席理事者

市長	竹内脩	子ども青少年部長	水野裕一
副市長	奥野章	環境保全部長	岩田勝成
副市長	梅崎茂	環境事業部長	森元利彦
教育長	南部一成	都市整備部長	池水秀行
上下水道事業管理者	西尾和三	土木部長	小山隆
病院事業管理者	井原基次	公共施設部長	戸野谷伸夫
理事	大西正人	上下水道局水道部長	谷本秀樹
理事	木村和子	上下水道局下水道部長	
理事	戸田克稔		片岡実
理事	脇田隆男	市民病院事務局長	川村一
行政改革部長	奥誠二	教育委員会事務局教育次長	
政策企画部長	岸弘克		高井法子
市民安全部長	佐藤伸彦	教育委員会事務局管理部長	
総務部長	長沢秀光		君家通夫
財務部長	北村昌彦	教育委員会事務局学校教育部長	
地域振興部長	宮本勝裕		石田義明
健康部長	人見泰生	教育委員会事務局社会教育部長	
福祉部長	分林義一		西口俊通

案件名

1. 前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について

市議会事務局職員出席者

事務局長	山下 寿 士	事務局課長	沖 卓 磨
事務局次長	五 島 祥 文	事務局課長代理	吉 田 章 伸



(午前10時6分 開議)

○有山正信議長 ただいまから全員協議会を開き、前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について、理事者の説明を聴取します。

○有山正信議長 協議に先立ち申し上げます。

本協議会の傍聴及び報道機関による撮影は、議長においてこれを許可します。

なお、本会議場に確保した傍聴席を上回る傍聴希望者が来られた場合は、第4委員会室でモニタースピーカーによる傍聴を許可します。御了承願います。

○有山正信議長 次に、市長からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けします。竹内市長。

○竹内 脩市長 おはようございます。

本日は全員協議会を開催していただき、ありがとうございます。

本日の案件といたしましては、前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申についての1件を予定させていただいております。

本件につきましては、去る5月14日に開催していただきました全員協議会において、談合問題にかかる総括についての報告を行わせていただいた際、第2清掃工場建設工事を巡る談合事件において、競売等妨害罪、いわゆる談合罪により有罪判決が確定しましたことから、前市長に対しまして、2期目分及び3期目分の退職手当につきまして返納を求めていく必要があると判断する旨、述べさせていただいたところでございます。

その後、前市長の退職手当の返納を求めるための手続を進め、本年7月5日には、前市長に対し意見聴取を行い、7月29日には、枚方市退職手当審査会に対し、前市長の2期目分及び3期目分の退職手当の返納処分を行うことの適否についての諮問をさせていただきました。

今般、12月11日に、枚方市退職手当審査会から諮問事項に対しての答申がございましたので、その答申内容につきまして御報告をさせていただくものでございます。

以上、甚だ簡単でございますが、冒頭のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○有山正信議長 これから協議に入ります。

「前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について」を議題とします。

○有山正信議長 理事者から説明を求めます。竹内市長。

○竹内 脩市長 退職手当審査会からの答申の詳しい内容につきましては、後ほど総務部長から報告させていただきますので、私からは、答申の結論部分について述べさせていただきます。

退職手当審査会では、7月29日の第1回の会議の開催以降、計5回にわたり精力的に会議を開催され、諮問事項に関し審議を重ねられ、この11日に会長から答申を受けたところでございます。

退職手当審査会の結論としましては、本件諮問に係る前市長の返納処分については、前市長に対して支給した第2期目分及び第3期目分の退職手当の全額について返納を命じることが相当であると判断するとのことであります。

私としましては、外部有識者などで組織する附属機関の見識を尊重し行政運営を進めてき

ており、今回の答申に対しても同様に対処する所存でございます。

最後になりますが、本市は、来年4月1日に中核市に移行いたしますことから、行政水準の向上への市民の期待も高まっております。

第2清掃工場建設工事における談合事件を肝に銘じ、今後も談合防止対策を着実に実行し、さらには、外部からの不当な働きかけに対し毅然たる姿勢で対処することができる公正で清潔な市政の推進に向け、あらゆる努力を払っていかねばならないと改めて強く考えております。

今後とも、市民の皆様、議員の皆様の一層の御支援、御鞭撻をお願い申し上げます。

以上でございます。

○有山正信議長 次に、長沢総務部長。

○長沢秀光総務部長 それでは、案件名1 前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申について、説明をさせていただきます。

表紙をおめくりください。

裏面に、資料の目次をお示ししております。

資料番号①としまして前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申についての概要、②としまして答申書本文、③としまして諮問書本文となっております。

資料の右上に資料番号を付けるとともに、右下に通し番号を入れております。

それでは、1ページ、資料①をごらんください。

この資料は、前市長の退職手当の返納に係る枚方市退職手当審査会の答申についての概要を取りまとめているものでございます。

資料の構成といたしましては、1. 答申までのこれまでの流れについて、2. 枚方市退職手当審査会委員構成、3. 審査会の結論について、4. 審査会での論点と判断についての4つの項目に分けて記載しております。

1. 答申までのこれまでの流れについてをごらんください。

平成25年5月14日に、市議会におきまして全員協議会を開催していただき、談合問題にかかる総括についての報告をさせていただきました。

それ以後の経過といたしまして、5月15日には、前市長に対し、2期目分及び3期目分の退職手当の返納の不利益処分を行うに当たって意見聴取を行う旨の通知を送付し、7月5日には、主宰者による、前市長と行政庁に対する意見聴取が行われました。

この手続を経た上で、7月29日には、枚方市退職手当審査会に対し、前市長の退職手当(2期目分及び3期目分)の返納処分の適否について、市長より諮問が行われました。

枚方市退職手当審査会におきましては、7月29日の第1回の会議以降、9月12日、9月26日、10月22日、11月7日の計5回の会議が開催され、精力的に諮問事項に対する審査が行われ、12月11日に答申書の提出があったものでございます。

第1回から第5回までの会議の概要でございますが、第1回におきましては、会長、副会長の互選のほか、審査会の運営方法について審議され、会議の公開、非公開につきましては、枚方市附属機関条例の規定に基づき原則公開とした上で、審議の核心部分の議論に際しては、潤達な意見交換を図る観点から、一部非公開により行うことが決定されたところでございます。

あわせて、諮問事項に対する論点の確認が行われ、①不利益処分の根拠条項について、②不利益処分の原因となる事実の認定について、③不利益処分における比例原則、行政裁量の範囲についての3点を主たる論点とすることが確認されました。

なお、この論点の集約につきましては、さきに行われました意見聴取において、前市長から提出されました意見陳述書の内容を踏まえた内容となっております。

以後、3回にわたって、各論点につきましての検証、審議が行われ、11月7日には答申書の案についての審議、12月11日には答申書の提出に至ったものでございます。

続きまして、2. 枚方市退職手当審査会委員構成をごらんください。

審査会につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として設置し、審査会への諮問につきましては、枚方市職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定に基づき、退職手当の返納を求める際に必要な手続となっているところでございます。

委員構成につきましては、弁護士である松葉知幸氏を会長とした委員5人で構成しております。

各委員の氏名、選任区分につきましては、記載内容を御参照ください。

続きまして、3. 審査会の結論についてでございます。

結論といたしましては、前市長に対し支給した第2期目分2,592万円及び第3期目分2,592万円の退職手当の全額について返納を命じることが相当であると判断するとされております。

続きまして、2ページ、4. 審査会での論点と判断についてをごらんください。

ここでは、先ほど挙げました3つの論点につきまして、論点1・2・3と論点ごとに要点を記載しております。

なお、右端の欄には、答申書のそれぞれ該当します箇所につきまして、通し番号によるページ番号を記載しておりますので、御参照ください。

まず、論点1の不利益処分の根拠条項については、3つの論点がございます。

①は、市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例等が遡及適用されるかについてでございます。

犯罪として問題となり得る行為があった時期は、平成11年12月末、いわゆるメトロ会談の時期から平成17年11月10日、契約の開札日までの間であり、平成19年8月に施行された市長の給与及び退職手当に関する特別措置条例等をさかのぼって適用するものではなく、この間に効力を有した条例としましては、市長等の退職手当に関する条例（平成7年6月制定時）であるとの判断がされました。

②の「市長等の退職手当の支給方法は一般職の職員の例による」の規定が市長の退職手当の返納命令の根拠となるのかについては、平成7年6月制定時でございますが、市長等の退職手当に関する条例第4条におきましては、退職手当の返納について具体的な規定はしておりませんが、市長等の退職手当に関する条例が制定された時点において、市長に対して一般職の職員に係る退職手当の条例における退職手当の返納規定が適用されていたことなどが認められることから、同条例第4条（平成7年6月制定時）における「一般職の職員の例による」との規定は、単に手続的な事項にのみ関して規定しているものと判断することはできな

いとされました。

③の返納規定が存在しない「特別退職手当」を条例化した市長の退職手当に返納規定が準用されるべきではないとの前市長の主張については、平成7年以前の「特別退職手当」は、市長等の功労を考慮してその額あるいは支給の適否について議会の議決により決定されるものでありますが、平成7年時の市長等の退職手当は、その算定方法において特別退職手当とは異なる性格のものとしており、特別退職手当を条例化したものと見ることはできないと判断がされました。

そして、論点1に対する結論といたしまして、「一般職の職員の例による」との規定により準用されます枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の3、平成9年9月改正時でございますが、この規定は、前市長に対して退職手当の返納を命ずる条例上の根拠規定に足り得るものであるとの結論が結論付けられたところでございます。

次に、論点2の不利益処分の原因となる事実認定につきましては、2つの論点がございませう。

①の刑事事件の判決内容の当否については、退職手当の返納に係る条例の要件は、枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の3、平成9年9月改正時でございますが、そこにおける「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた」ことであり、審査会は、この要件に該当するかどうかを判断すれば足り、刑事事件の判断内容自体の当否を判断する必要はないとされたところでございます。

また、②の前市長の行為が退職手当の返納請求の要件である「在職期間中の行為」に該当するかにつきましては、前市長のメトロ会談での発言が天の声と受け取られたとの事実につきましては、一審あるいは控訴審が、罪となるべき事実に記載されている共謀を認定する上での重要な間接事実としていることに鑑みるならば、退職手当の返納の要件である「在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた」ときにおける「在職期間中の行為」に、メトロ会談における前市長の発言は該当するものと判断せざるを得ないとされました。

次に、論点3の不利益処分における比例原則、行政裁量の範囲については、3つの論点がございませう。

①の条例の解釈として裁量の余地がないのかについては、昭和60年3月の国家公務員退職手当法の改正を受けて、枚方市職員の退職手当に関する条例第12条の2、平成2年3月改正時でございますが、これが設けられたことに鑑みれば、同条例においては国家公務員退職手当法の考え方や解釈が踏襲されるべきである。そして、同条例の解釈としては、原則は全額返納すべきであるとしても、一切の裁量権を排除すべきであると解釈することはできないとの判断が下されました。

②の裁量権の逸脱を判断する基準については、退職手当の返納については、原則は全額返納であるものの、一定の裁量が存在すると認めるが、無条件に裁量を認めることはできないことは当然であり、立法趣旨を踏まえた合理的、客観的な基準に基づき判断すべきである。そして、客観的な基準として、職務関連性、在職中の職責と犯罪の関係、犯罪の態様、時間的な経過が考えられるとされました。

③の基準に基づく判断については、②で示されました裁量権の逸脱に係る判断基準に則し

て諮問事案を当てはめると、職務に関連する犯罪であることは明らかであり、職責上も責任は重大である。メトロ会談における前市長の行為は、犯罪の実行行為ではないとしても、実行行為に重大な影響を与えた行為であり、その動機においても許すべき点はない。さらに、退職手当受給後、相当期間経過している状況があるが、裁量を働かせる状況とまでは言えないとの判断がされたところでございます。

そして、論点3に対する結論といたしまして、第2期目分及び第3期目分の退職手当の全額について返納を命じることは裁量権を逸脱するものではないとされました。

以上が審査会での審議内容と結論でございます。

以降、4ページから22ページまでに資料②としまして答申書の本文、23ページに資料③としまして諮問書本文を付けておりますので、御参照くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上、甚だ簡単でございますが、資料の説明とさせていただきます。

○有山正信議長 本件に対する御質問、御意見は、来年1月29日に再度全員協議会を開催しますので、その場でお願いします。

なお、質問を希望される議員は、1月17日までに事務局まで届けてくださるようお願いいたします。

○有山正信議長 以上で、本協議会の協議案件はすべて終了いたしました。

よって、全員協議会はこれをもって散会します。

(午前10時23分 散会)